

市の鳥



カワラヒワ

広報えびな

戸籍を電算化



電算化後の証明書の記載例

個人事項証明	
本籍氏名	神奈川県海老名市勝瀬175番地1 海老名太郎
戸籍事項戸籍改製	【改製日】平成15年2月22日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記録されている者	【名】太郎 【生年月日】昭和50年1月1日 【配偶者区分】夫 【父】海老名一郎 【母】海老名花子 【続柄】長男
身分事項出生	【出生日】昭和50年1月1日 【出生地】神奈川県海老名市 【届出日】昭和50年1月3日 【届出入】父
婚姻	【婚姻日】平成13年11月1日 【配偶者氏名】相模一子 【從前戸籍】神奈川県海老名市大谷816番地 海老名一郎
以下余白	

戸籍に記載されている全員を証明する戸籍謄本は「全部事項証明」に、個人を証明する抄本は「個人事項証明」に、それぞれ名称が変わります。

証明書の形式も、これまでのB4判横長（戸籍謄本）・B5判縦長（戸籍抄本）から、A4判縦長に統一されます。また、職印が赤色の朱肉印から黒色の電子印へ変ります。

なお、電算化によって、各証明書の名称

戸籍の氏名は、常用漢字や人名漢字、その他の漢和辞典に載っている文字で記載することになります。このため、漢和辞典などに載っていない文字が使われている

電算化に伴う作業のため、2月22日（土）・23日（日）の両日、住民票・印鑑登録証明書の自動交付機を休止します。期間中はご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。市ではこれまで、戸籍記載

情報の管理について細心の注意を払ってきました。電算化以後も、法令や市個人情報保護条例に従いながら情報の厳格な取り扱いに努め、安全・迅速に戸籍事務を行います。

問 市民課（内412）

● 大切な戸籍情報

厳格に管理します

戸籍の「事項証明」に

本籍地の表示も変更

各種手続き迅速に

これまで戸籍の事務は、届出書類の審査・戸籍の作成や保管・証明書の発行までのほとんどを手作業で行っていたため、多くの労力と時間が必要でした。このため市では、2月22日（土）から戸籍事務を電算化し、戸籍関係の証明書発行にかかる日数や、市民課窓口での待ち時間を大幅に短縮します。また、証明書の内容も整理・項目化して、より見やすく、分かりやすくします。

■ 2/24月から証明書も一新

これまで手書きで作成されていた戸籍が活字化され、大変見やすくなります。
また、文章形式が縦書きから横書きに変わり、「出生」「婚姻」など項目ごとの個条書きとなるほか、地番や生年月日の数字も漢数字から算用数字に認められるので、内容の分かりやすい証明書になります。

これまで手書きで作成されていましたが、電算化によってこの日数が、2～3日程度まで大幅に短縮されます。

また、証明書発行の申請件数が多いときや証明書の内容などによっては、市民課窓口で30分近くお待ちいただくことがありましたが、電算化によってこの日数が、2～3日程度まで大幅に短縮されます。

これらの取り扱いは、2月24日（月）発行の証明書から実施します。

明解な横書き形式

■ 「電算化でこう変わる」戸籍関係の証明書…■	
現在	電算化後
証明書の名称 戸籍謄本（全員）	全部事項証明
戸籍抄本（個人）	個人事項証明
証明書の形式 B4判横長（戸籍謄本）、縦書き	A4判縦長、横書き
B5判縦長（戸籍抄本）、縦書き	
発行手数料	※電算化後も発行手数料は変わりません 戸籍の全部（個人）事項証明 1通450円 除籍の全部（個人）事項証明 1通750円 除籍・改製原戸籍謄本（抄本） 1通750円 附票の写し 1通300円

記載省略♪♪♪

2/21金以前の異動分

記載）。また、離婚や離縁などの事項も記載されない場合があります。

すでに戸籍から除かれた方が記載されている証明書が必要な場合は、「改製原戸籍」を請求してください。

戸籍の附票は戸籍に記載されている人の住所と、本籍地に戸籍を置いてからの住所変更の履歴を記載したもので、電算化後の附票には、2月21日（金）現在の住所のみが記載されます。それ以前の住所の履歴が記載された証明書が必要な場合は、「改製原附票」を請求してください。

改製原附票で 住所の履歴

改製原戸籍

電算化以前の内容が書かれた戸籍は、「改製原戸籍」という名称で保存されます。

電算化前の戸籍では、婚姻や死亡のためにすでに戸籍から除かれていた方は、名前の上に×印が表示されていますが、電算化後の戸籍には、2月21日（金）までに除かれた方の記載はありません（22日以降の方は

場合には、字体を統一させていただきます。対象となる方には、去年12月に文書でお知らせしています。